

～居宅介護支援利用料金表～

(1) 利用料金詳細

要介護 1・2		1,086 単位	12,380 円
要介護 3・4・5		1,411 単位	16,085 円
初回加算	・新規および要支援から要介護に移行した場合の計画策定時 ・要介護状態区分 2 段階以上変更時の計画策定時	300 単位	3,420 円
特定事業所加算 (Ⅰ)	・常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置 ・常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ・24 時間連絡体制の確保と必要時、相談に応じる体制の確保 (一部抜粋)	519 単位	5,916 円
特定事業所加算 (Ⅱ)	・常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ・常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 ・24 時間連絡体制の確保と必要時、相談に応じる体制の確保 (一部抜粋)	421 単位	4,799 円
特定事業所加算 (Ⅲ)	・常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 ・常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置 ・24 時間連絡体制の確保と必要時、相談に応じる体制の確保 (一部抜粋)	323 単位	3,682 円
特定事業所加算 (A)	・常勤専従の介護支援専門員を 1 名以上配置 ・非常勤の介護支援専門員を 1 名以上配置 ・24 時間連絡体制の確保と必要時、相談に応じる体制の確保 (一部抜粋)	114 単位	1,299 円
特定事業所医療介護連携加算	・特定事業所加算 (Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) のいずれかを算定 ・退院・退所加算を算定し、その医療機関等連携回数が年間 35 回以上 ・ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が年間 15 回以上 (一部抜粋)	125 単位	1,425 円
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	・病院・診療所に入院した日のうちに必要な情報を提供 ・提供方法は問わない	250 単位	2,850 円
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	・病院・診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報を提供 ・提供方法は問わない	200 単位	2,280 円
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	・病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員から必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で 1 回受ける	450 単位	5,130 円

退院・退所加算（Ⅰ）ロ	・（Ⅰ）イにおける情報提供をカンファレンスにより 1 回受ける	600 単位	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	・（Ⅰ）イにおける情報提供を 2 回以上受ける	600 単位	6,840 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	・（Ⅱ）イにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンスにより受ける	750 単位	8,550 円
退院・退所加算（Ⅲ）	・（Ⅰ）イにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンスによる	900 単位	10,260 円
通院時情報連携加算	・利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合に加算 (一部抜粋)	50 単位	570 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	・医師または看護師とともに居宅を訪問しカンファレンスを行い必要なサービスの調整を行った場合に加算	200 単位	2,280 円
ターミナルケアマネジメント加算	・24 時間連絡体制の確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制 ・訪問により把握した心身の状況等の情報を記録し、主治医等及び居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた居宅サービス事業者へ提供 (一部抜粋)	400 単位	4,560 円

* 単位に地域単価（11.4 円）で換算

- ・上記料金は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

（２）交通費

交通費はかかりません。

以下余白